

第 22 回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 4 月 25 日 (木) 午後 3 時 00 分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 三階委員会室
3. 出席委員 (19 人)
 - 【農業委員】
 - 1 番 鈴木 寛幸 2 番 木村 朝子 3 番 須藤 利美
 - 4 番 高橋 幸子 5 番 舩山 彰夫 6 番 横澤 謙次
 - 7 番 安部 数幸 8 番 伊藤 悟 9 番 朝倉 隆一郎
 - 10 番 井上 禎夫
 - 【農地利用最適化推進委員】
 - 11 番 長岡 賢市 12 番 後藤 仁
 - 14 番 後藤 勝之 15 番 高橋 泰美 16 番 遠藤 智行
 - 17 番 五十嵐 敏博 18 番 齊藤 稔 19 番 鈴木 智
 - 20 番 伊藤 重徳
4. 欠席委員 (1 名) 13 番 手塚 房夫
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 大谷部良明局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

- | | | |
|-------|----------|-------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 58 号 | 非農地証明願いについて |
| 日程第 4 | 報告第 59 号 | 農地法第 18 条の規定による報告について |
| 日程第 5 | 報告第 60 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 6 | 議案第 64 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 65 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 66 号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について |

議 長 (会長 井上禎夫 議長席に着席する。)

春の農作業が始まりまして、大変お忙しく過ごされていると思います。また、今まで冬の間休んでいた筋肉が悲鳴を上げていることと思います。これからますます忙しくなる時期になっております。どうぞ体には十分気を付けて、農作業を行って頂きたいようにお願いしたいと思います。

また、今日は山梨県の甲府市で、30度を超える気温になったということで、真夏日になったということでした。ただ、明日、明後日は北海道、青森、秋田、岩手の一部では、雪のおそれがあるということで、平成最後の雪になると心配なところでございます。

いよいよ、平成も後残すところ5日になってきました。平成最後の会議でございます。この平成最後の会議に、農業新聞に4月23日、農地バンクの改正法案が衆議院を通過したという記事が出ておりました。これは、人農地プランの内容を充実させて、農地バンクに農地を集積することを狙っておりまして、農地中間管理機構に対する農地集約の事務手続きを簡素化するということでございます。

また、今まで農協が主体となっておりまして農地集積円滑化事業は、農地中間管理機構に一本化するということが盛り込んでおります。

それと併せて付帯決議として、市町村、農業委員会等に手厚い支援を行うことも盛り込んでおります。これは、何かと言うと農業委員会に対して、それぞれの任務を明確化して、もっと仕事量を増やすということでございます。今でさえ忙しい農業委員の任務の中で、農業委員、最適化推進委員の忙しい任務が、明確がされて、ますますそれをしなければならなくなっていく仕組みになるようでございます。

みなさまの任務がますます重要になる反面、今後改選において、農業委員、最適化推進委員になる方がいなくなってしまう恐れがあるのではないかと懸念がございます。これをどのような形に考えるのか、私たちは残すところ、後1年とちょっとでございますので、事務局も考えながら、これからの委員活動にあたって頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

では、ただ今より第22回飯豊町農業委員会総会を開催します。本日の欠席は、手塚房夫最適化推進委員より欠席の届けがございます。定足数に達しておりますので、会期は成立いたします。それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、9番朝倉隆一郎委員、1番鈴木寛幸委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思っておりますが異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第58号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事

私の方から報告させて頂きたいと思います。

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字中川原五 2111-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 39.45 m ²	

非農地の事由と致しましては、昭和 42 年頃、羽越水害により農地が河川敷内に入り込んでしまい、栽培できずに原野化したものであります。以上の内容につきまして、地元農業委員の高橋幸子委員と共に、現場確認を行っております。以上、報告致します。

議 長

報告でございますので、ご了承下さい。それでは日程第 4 報告第 5 9 号「農地法第 1 8 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐

農地法 1 8 条の規定の解約の報告がありましたので、報告致します。

1 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字大二反 3630 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 2, 232 m ²	
2 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字日渡 5770-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 9, 629 m ²	
3 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字大巻 4196	
	地目地積	田 1 筆で 1, 379 m ²	
4 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字山王原 2381-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1, 510 m ²	
5 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字袋谷 3666-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 1, 922 m ²	

1 番は譲受者は〇〇〇になる予定であります。2 番の借受者は〇〇〇の予定であります。3 番の借受者は〇〇〇の予定であります。4 番の借受者は〇〇〇の予定であります。5 番の解約は農地転用申請のためです。以上、5 件につきまして報告いたします。

議長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程 5 第報告第 6 0 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明させていただきます。

1 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字上川原二 1324-1 はじめ 16 筆	
	地目地積	田 13 筆畑 3 筆で 27,988 m ²	
2 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字山王原 2349 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 7 筆畑 1 筆で 32,464 m ²	
3 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字原尻 3748 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 3 筆で 25,362 m ²	

1 番は、平成 30 年相続であっせん希望はありません。2 番は、平成 31 年 1 月 23 日相続によるもので、あっせん希望はありません。3 番は、平成 31 年 3 月 18 日相続によるもので、あっせん希望はありません。以上、3 件につきまして報告いたします。

議長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第 6 議案第 6 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明致します。

1 番	申請人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字下川原 1950-1	
	地目地籍	畑 1 筆で 509 m ²	
2 番	申請人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字石箱道下 773-2	
	地目地籍	畑 1 筆で 259 m ²	

1 番の案件について説明致します。議案書と資料も一緒にご覧ください。転用事由は、牛舎内で分散して哺育していましたが、環境や衛生を考え、別棟で哺育するため新たに牛舎を建設するためです。工事着手は、許可後で、H31年12月31日に完了予定です。

補足説明を行います。事業費は160万円となっております。資金計画につきましては全額自己資金の予定です。取水はなし、排水方法については、汚水は敷き藁を利用して処理を行います。生活雑排水については該当なし、雨水は地下浸透でございます。続いて被害防除計画について説明させていただきます。造成はなく、近傍農地や農業用排水施設等への影響もございません。

以上の内容について、4月15日に農業委員の横澤謙次委員、地元推進委員の高橋泰美委員と現地確認を行っております。

農地転用の基準であります。申請地は第2の1の(1)の(イ)に該当し、第2種農地の転用であります。第2種農地の転用は申請に係る農地に代えて周辺の他の農地で代用できない場合のみ許可できるとされておりますが、農業用施設であれば例外的に許可できるとされております。以上説明いたしましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

続いて2番の案件について説明させていただきます。議案書と資料も一緒にご覧ください。転用事由につきましては、既存の住宅が老朽化していることや、会社事務所も併設しており、降雪時期の冬期間は不便であることから、申請地及び既存住宅部分を併用して新たに一般二世帯住宅を新築するためです。工事着手は、許可後で、H31年12月31日に完了予定です。

補足説明を行います。事業費は5,000万円となっております。資金計画につきましては全額自己資金の予定です。取水は上水道、排水方法については汚水、生活雑排水については公共下水道、雨水は地下浸透でございます。続いて被害防除計画について説明させていただきます。盛土を行います。高さが0.15mと低いため法面は特にありません。近傍農地及び農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。

以上の内容について、4月16日に地元農業委員の朝倉隆一郎委員と現地確認を行っております。

農地転用の基準であります。申請地は住宅が連担している区域の農地で、第2の1の(1)の(イ)に該当し、第3種農地の転用であります。第3種農地の転用は許可をすることができるとされております。以上、説明しましたので、よろしくご審議の上、許可くださいますようお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。最初に、当該委員に関係する案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。では、事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。6番横澤謙次委員

横澤委員 1 番の案件であります。4 月 15 日職員の佐藤君の案内で、高橋泰美推進委員と確認してきました。確認場所は、法人事務所のすぐ隣の畑で、設置場所周辺の環境も良く、特に問題ないと確認してきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明が有りましたら、宜しく申し上げます。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって、承認することに決定致しました。〇〇〇へ報告致します。全員賛成によって、承認することに決定致しましたので、ご報告致します。続きまして、2 番の案件について、事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。9 番朝倉隆一郎委員

朝倉委員 2 番の案件であります。〇〇〇の住宅については、石原地区の道沿いに住宅が立ち並んでいる場所であります。ちょうど家の側には、〇〇〇の事務所がありまして、その東側に現在は住宅がございます。転用事由にもありますが、住宅の方も老朽化しているということで、事務所と離して、東の農地に住宅を建てたいということでありました。先ほど説明もありましたけれども、第 3 種農地と確認していただきましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明が有りましたら、宜しく申し上げます。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定致しました。それでは日程第 7 議案第 6 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 それでは、農地法第 5 条の規定による許可申請について説明させていただきます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	中字原 3104	
	地目地積	田 1 筆で 1,081 m ²	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字台 1725-4	
	地目地積	畑 1 筆で 410 m ²	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字台 1724-1	
	地目地積	畑 1 筆で 154 m ²	
4 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字袋谷 3661-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	畑 7 筆牧場 2 筆で 6,664 m ²	

1 番の案件について説明させていただきます。資料も一緒にご覧ください。転用事由は、住宅を新築し、併せて駐車場、家庭菜園、排雪場を造成するものです。工事着手は、許可後で、平成 31 年 12 月 31 日に完了予定です。

補足説明を行います。事業費は 2,500 万円となっております。資金計画につきましては、全額金融機関からの借入の予定です。取水は上水道、排水方法については汚水、生活雑排水については集落排水、雨水は地下浸透でございます。土地改良区との関係でございますが、申請地は右岸県営圃場整備事業の施行地ですが、野川土地改良区からさしつかえないとの意見書をいただいております。

続いて被害防除計画について説明させていただきます。盛土造成後に土留めによる法面の保護を行います。近傍農地への影響については建物の高さを加減することにより、被害防除に努めます。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。

以上の内容について、4 月 15 日に地元農業委員の須藤利美委員と現地確認を行っております。

農地転用の基準であります。申請地は住宅が連担している区域に近接する農地であり、第 2 の 1 の (1) のオの (イ) に該当し、第 2 種農地の転用であります。第 2 種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の農地で代用できない場合は許可できるとされております。申請地は地理的条件、面積条件、地権者の同意等、その他の条件等を総合的に判断した結果、適当であると判断いたしました。

続きまして、2 番と 3 番の案件について説明致します。関連した案件ですので、一

括して説明させていただきます。資料も一緒にご覧ください。転用事由は、住宅及びカーポート用地の建設であります。工事着手は、許可後で、平成 31 年 10 月 31 日に完了予定です。

補足説明を行います。事業費は 3,100 万円となっております。資金計画につきましては全額金融機関からの借入の予定です。取水は上水道、排水方法については汚水、生活雑排水については集落排水、雨水は地下浸透でございます。続いて被害防除計画について説明させていただきます。盛土造成後に土留めによる法面の保護を行います。近傍農地への影響については建物の高さを加減することにより、被害防除措置を取ります。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。

以上の内容について、4 月 15 日に地元農業委員の鈴木寛幸委員と現地確認を行っております。

農地転用の基準であります。申請地は半径 1 キロメートル以内に飯豊町役場及びつばき保育園の 2 以上の公共施設がある農地であり、第 2 の 1 の (1) のオの (イ) に該当し第 2 種農地の転用であります。第 2 種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の農地で代用できない場合は、許可できるとされております。申請地は、地理的条件、面積条件、地権者の同意、その他の条件等を総合的に判断した結果、適当であると判断いたしました。

続きまして、4 番の案件について説明致します。転用事由については、飯豊町において飯豊町バイオガス産業都市構想を策定し、平成 29 年 10 月に関係 7 府省が協同で推進しているバイオガス産業都市に認定されました。この中のプロジェクトのひとつである「家畜排せつ物等を利用したバイオガス発電事業プロジェクト」においては、畜産振興における環境保全、改善、地域資源の活用、循環型社会の実現を目指す飯豊町の取り組みとして実施するに当たり、〇〇〇が実施主体としてバイオガスプラントを建設するためでございます。工事着手は、許可後で H31.11 月末に完了する予定です。

補足説明を行います。事業費は 9 億 4 千万円となっております。資金計画につきましては、全額金融機関からの借入の予定です。取水は上水道、排水方法については、汚水、生活雑排水については該当なし、雨水は地下浸透です。今回の転用につきましては、平成 30 年 12 月 25 日に申請地の売買について、土地の造成や建物の建設等の事業の実施について、〇〇〇で議決されました。地権者からの同意も得ております。

続いて被害防除計画について説明させていただきます。切土による土地の造成を行います。植生による法面の保護及び北側の一部を L 型擁壁により保護します。建物の高さを加減することで近傍農地への被害防除措置を取ります。農業用排水施設等へ及ぼす影響はございません。

以上の内容について、4 月 16 日に地元農業委員の高橋幸子委員と現場確認を行っております。

転用の許可基準であります。申請地は第 1 種農地であり、原則として許可でき

ないとされております。しかし、市町村が定める農業振興地域整備計画に沿って行われる事業の場合は例外的に許可できるとされております。本事業は飯豊地域の農業の振興に関する 27 号計画に定められており、平成 31 年 4 月 8 日付で決定公告を行っております。以上説明いたしましたので、よろしくご審議の上、許可下さいませようお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。1 番鈴木寛幸委員

鈴木委員 2 番と 3 番の案件ですが、事務局からの説明があったとおりでありますが、〇〇〇、〇〇〇は親戚関係になっております。玄関入口の方に、〇〇〇の土地が食い込んであるということでもあります。それで、3 番の案件ですが、〇〇〇と〇〇〇は、実の孫で有りまして、お母さんが長井に嫁いでおりますが、実家の方に住宅を建てたいということでもあります。飯豊町の人口が減る中、こうして戻ってきてくれることは、大変ありがたいことですので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。3 番須藤利美委員

須藤委員 1 番の案件ですが、〇〇〇は、〇〇〇の孫にあたります。それで、今ある住宅の西側の農地に家を建てたいということでもあります。〇〇〇は、前向きで、一生懸命頑張っている方ですので、今後とも、御期待申し上げたいし、家族も増えるということで、住宅を建てたいと考えている方です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。4 番高橋幸子委員

高橋委員 4 番の案件ですが、4 月 16 日に事務局の佐藤さんと共に現地調査を行った所でございます。2 月の総会に転用事業計画が出された案件でございます。場所は道路を挟んで、〇〇〇と〇〇〇の牛舎がある北西の方です。バイオガス発電プロジェクトは、転用利用にあります。畜産振興における環境保全が 1 番重要になったと思われれます。利内関係の同意もある場所で問題ないと思われれますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明が有りましたら、宜しく申し上げます。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定致しました。それでは日程第8議案第66号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。所有権移転が2件、新規の利用権が9件、再設定の利用権が15件、合計26件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字遠藤屋敷 4359 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で 1,250 m ²	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 2981 はじめ3筆	
	地目地積	田3筆で 2,232 m ²	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字大巻 4196	
	地目地積	田1筆で 1,379 m ²	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字諏訪 868	
	地目地積	田1筆で 343 m ²	
5	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字諏訪 873-1 はじめ4筆	
	地目地積	田4筆で 3,183 m ²	
6	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3321 はじめ4筆	
	地目地積	田4筆で 5,754 m ²	
7	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	萩生字小山 3324-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,627 m ²	
8	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3322-2	
	地目地積	田 1 筆で 1,900 m ²	
9	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3285	
	地目地積	田 1 筆で 4,578 m ²	
10	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2381-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,510 m ²	
11	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字日渡 5770-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 9,629 m ²	
12	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字上台 1885	
	地目地積	田 1 筆で 1,974 m ²	
13	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字上台 1881	
	地目地積	田 1 筆で 1,989 m ²	
14	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字上台 1882 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,941 m ²	
15	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字大畑 3480-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,881 m ²	
16	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	添川字中洞二 6471-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 19,246 m ²	
17	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字東山二 4351 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,936 m ²	
18	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田 3876-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 6,793 m ²	
19	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字源平 2178-4 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 9,007 m ²	
20	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字鳥井先 3680-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 6,136 m ²	
21	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字道金上台 4404-2 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 3,619 m ²	
22	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 2923 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,705 m ²	
23	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字田中 3578-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,951 m ²	
24	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字萱場 3851 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 5,718 m ²	
25	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	小白川字上野 99-4 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 10 筆で 11,340.49 m ²	
26	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字上野 107-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 91.31 m ²	

以上 26 件については、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており問題ないと思われますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。最初に、当該委員に関係する案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。では、4 番、5 番の案件について、事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。1 番鈴木寛幸委員

鈴木委員 4 番 5 番の案件ですが、今まで〇〇〇で委託作業をしておりました。今回、このようになりました。今までも何ら問題なかったもので、これからも問題ないと思われますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 それでは、質疑にはいりません。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくをお願いします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって、承認することに決定致しました。〇〇〇へ報告致します。全員賛成によって、承認することに決定致しましたので、ご報告致します。続きまして、当該委員に関係する案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。では、2 番の案件について、事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。5 番船山彰夫委員

船山委員 手ノ子開発の土地改良に関してですが、同じ田んぼの中に、纏まったようです。それで、〇〇〇から買って欲しいという要望があって、〇〇〇が承諾したとようです。〇〇さんは、一生懸命やっておられますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 それでは、質疑にはいりません。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補

足説明がありましたら、よろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって、承認することに決定致しました。〇〇〇へ報告致します。全員賛成によって、承認することに決定致しましたので、ご報告致します。それでは、他の案件を審議致します。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。9番朝倉隆一郎委員

朝倉委員 1番の案件ですが、農地が2筆になっておりますが、現況は1枚の田んぼになっております。〇〇〇は長井に住んでおられまして、なかなか農地の管理が廻らないということで、町上農地水保全会で、草刈等行って保全管理を行っている所でした。その田んぼに隣接する〇〇〇の田んぼがあるということで、今回、〇〇〇がその土地を買って耕作することとなりました。放棄地を出さないということで、大変良いことであり、みなさんのご審議のほどお願い申し上げます。

議長 他にございませんか。5番船山彰夫委員

船山委員 3番の案件ですが、新規となっておりますが、旧の〇〇〇と〇〇〇が貸し借りしておいた場所であります。〇〇〇が全部借りたらやりたいということでしたが、1年もしないで返したという案件であります。何も問題ないと思われまます。22番の案件は、再設定で、今まで何ら問題なかったもので、今後も問題ないと思われまます。24番 25番 26番についても、再設定でございます。今まで何ら問題なかったもので、今後も問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 他にございませんか。1番鈴木寛幸委員

鈴木委員 20番の案件ですが、再設定でございます。何ら問題なかったもので、今後も問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 他にございませんか。3番須藤利美委員

須藤委員 10番の案件ですが、〇〇〇は真面目で認定農業者でありますし、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 他にございませんか。4番高橋幸子委員

- 高橋委員 11 番の案件ですが、先ほど 18 条で解約があった案件であります。担い手の方、農家が減少する問題の中、このように〇〇〇という会社を設立して、今後新しい風を期待したいと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 次に、12 番 13 番 14 番ですが、再設定であります。25,000 円の金額は、ハウスでありますので、何ら問題ないと思われれます。16 番の案件は、再設定あります。中間管理機構に出すために 1 年の契約になっております。
- 17 番の案件は、これも再設定ですので、何ら問題ないと思われれます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 他にございませんか。1 番鈴木寛幸委員
- 鈴木委員 23 番の案件ですが、これは再設定で、今まで何ら問題なかったもので、今後も問題ないと思われれますので、ご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 他にございませんか。9 番朝倉隆一郎委員
- 朝倉委員 6 番 8 番の案件ですが、賃借人が〇〇〇は、現在、ミニトマトを作っております。それで、この農地を借受けて、これから露地きゅうりに取り組んでいきたいということでありました。
- 7 番の案件ですが、賃借人の〇〇〇は、現在、ミニトマトを栽培されていて、ブロッコリーなど露地野菜等に積極的に取り組んでおられる方であります。
- 9 番の案件ですが、賃借人の〇〇〇は、小山地区においてリーダー的存在でありまして、農業経営に頑張っている方でありまして、いずれも問題ないと思われれますので、ご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 他にございませんか。6 番横澤謙次委員
- 横澤委員 15 番 18 番 19 番の案件ですが、いずれも再設定でありまして、特に問題ないと思われれますので、ご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 他にございませんか。8 番伊藤悟委員
- 伊藤委員 21 番の案件ですが、再設定でありますし、この土地は大豆に転作しているところであります。安い単価ですが、何ら問題ないと思われれますので、ご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 それでは、質疑にはいりません。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。格別ないようでしたら、賛成の挙

手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第22回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。
(午後4時00分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成31年4月25日

議長 _____

署名委員(9番) _____

署名委員(1番) _____